

2026 年度教職員の服務に関するガイドライン

1. 概要

- (1) そもそも教職員には、生徒の学びと成長を促進することを職務としていることから、教科教育や生徒指導・支援における高い専門性が求められることは言うまでもなく、生徒・保護者からの信頼に足る豊かな人間性や使命感、高い倫理観・規範意識が求められている。
- (2) 2023 年 4 月「こども基本法」が施行され、すべての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けないようにすることが社会の責任として明確化された。また、保護者からの虐待をより広く捉えた概念として指摘されている「マルトリートメント（大人の不適切な関わり）」との類似性に着目し、教員による、明白な体罰・暴言とは言えない「グレー」な対応（事情を聞かずに怒鳴る、質問を無視する、気分で態度を変える等）が、近年は不適切な言動として問題視されるようになってきている(1)。教職員は、自身の言動が生徒の心理的安全性を脅かしていないかを常に省み、生徒の健全な成長を保障する教育環境を構築する強い責務を負っている。
- (3) 2022 年 4 月から「教育職員等性暴力防止法」が施行され、わいせつ行為を「性暴力」と明確に定義し、各教育委員会が教員免許を再交付しないことを可能にする等、厳正な対応が定められ、「特定免許状失効者等データベース」も稼働するに至った。さらに、2026 年 12 月、より包括的な「こども性暴力防止法（日本版 DBS）」が施行される予定であり、本校においても教職員やクラブ指導員を採用・配置する際の厳格な性犯罪歴の確認措置が義務化された。
- (4) 以上の社会状況と法的要請をふまえ、教職員の服務に関するガイドラインを改定する。本ガイドラインは、教員はもちろんのこと、クラブ活動指導員も含め本校で働くすべての教職員を対象とする。

2. 具体的行動のあり方

- (1) 不適切な行為（わいせつ行為）、セクシュアル・ハラスメント等の禁止

生徒との不適切な関係、立場を利用した不適切な行為（わいせつ行為）、生徒を傷付けるような性的言動（セクシュアル・ハラスメント）等を絶対にしてはならない。

《具体的行動》

- 特別教室や体育館、放課後の教室等、他者の目に触れにくい場所での生徒に対する個別指導は、一人で行わないこと。
- 生徒に対する指導上不必要な身体接触（首、胸、脇、腰、でん部、大腿部等を触る、抱きしめる等）は行わないこと。
- 生徒を教員の自宅等に迎えたり、自家用自動車に同乗させたりしないこと。
- わいせつ行為は、違法行為として罰せられるだけでなく、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等、重大な非違行為であることを改めて認識し、絶対に行わないこと。
- 相手が不快に感じる性的な言動が全てセクシュアル・ハラスメントとなることを自覚すること。

- (2) 私的な連絡、SNS 等の禁止

携帯電話や SNS 等を、生徒（保護者）との私的連絡の手段に使用してはならない。

《具体的行動》

- 生徒（保護者）への連絡は、原則として学校の公的ツール（電話、Classi、ロイロノート等）を使用し、個人の携帯電話やメール等は使用しないこと。
- やむを得ずメール等を使用する場合は、学校発行のアドレス宛に送り、Cc で上職（学年主任、教頭等）に共有すること。SNS（LINE、X、Instagram 等）を利用した私的連絡は控えること。
- 教職員同士のコミュニケーションにおいても、Slack は事務的な連絡や情報共有を行う目的で利用し、重要案件や議論となるような事項は対面での話し合いを心がけること。

また、重要度の高い情報を入手した場合は、第一報として迅速に主任・副主任・教頭等、複数の上長に Slack で共有すること。

- Facebook 等不特定多数を対象に発信する場合は、節度ある発信内容を心がけ、個人情報に関わる、もしくは不適切な書き込みをしないよう、細心の注意を払うこと。
- 生徒の写真および動画の撮影は、学校行事、授業記録、広報活動など、正当な教育活動・職務上の目的に限定すること。
- なお、2025 年 7 月、私用スマホ等による児童生徒の撮影や画像持ち出しの禁止が文科省より通知されたが、この点については、附属校間の検討を経て、統一方針を 2026 年度途中に策定する予定である。

(3) 体罰・暴言等の禁止

生徒に対する体罰、行き過ぎた指導、暴言をはじめ、不適切な指導(2)を行ってはならない。

《具体的行動》

- 生徒との対話においては、まずは「聞く」ことを基本に据えた共感的・受容的姿勢で臨み、自分で解決策を考えることを促すようなコミュニケーションを心がけること。
- 生徒の問題行動を指導する際は、感情の高ぶりにまかせることなく、「何について」「なぜ指導するのか」を説明し、生徒が自らの非を認識し、指導を聞き入れ、反省する態度を示すことができるよう促すこと。
- 体罰とは、生徒に対する懲戒のうち、生徒の身体に①直接的に肉体的苦痛を与える行為（殴る、蹴る、たたく、投げる等）、②間接的に肉体的苦痛を与える行為（長時間にわたる正座・起立等）であることを改めて認識し、こうした行為は行わないこと。
- 生徒の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使（手をはたく、おでこを弾く、尻を軽くたたく、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出す等）は、不適切な指導であり、生徒の現況に適合していない過剰な指導は、行き過ぎた指導であることを改めて認識し、こうした行為は行わないこと。
- 生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛や負担を与える言動（罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体・能力・性格・風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いする等）は、暴言等に当たることを改めて認識し、こうした行為は行わないこと。

(4) 生徒の生命・健康の保護と徹底した安全管理

気候変動に伴う猛暑や自然災害等のリスクが常態化する中、あらゆる教育活動において「生徒の生命と安全」を最優先とする。

《具体的行動》

- 授業、クラブ活動、学校行事のあらゆる場面において、危険が予測される場合は速やかに回避措置をとること。
- 猛暑（熱中症警戒アラート等）や悪天候時においては、過去の経験則や慣例に頼ることなく、活動の中止・延期を含めた「勇気ある判断」を躊躇なく行うこと。
- 校外学習や国内外の研修等の企画時は、事前の下見やリスクアセスメント（危険予測）を必ず行い、対応マニュアルを関係者間で徹底すること。特に「水」に関するアクティビティには特段の注意を払い、生徒が単独で行動することのないよう周知すること。
- 生徒が体調不良を言い出しやすい心理的安全性のある環境を整え、異常を感じた際は迷わず医療機関等と連携すること。

(5) 個人情報の適切な管理と情報モラル・著作権の遵守

生徒の個人情報を許可なく持ち出してはならない。生徒の個人情報が記載された書類の整理・保管等を徹底しなければならない。また、ICT 活用においては情報セキュリティと著作権等の関連法規を遵守すること。

《具体的行動》

- 外部の複数の宛先にメールを一斉送信時する際は Bcc を利用すること。
- 紙ベースの個人情報は施錠保管を徹底し、日頃から机上や保管庫等の整理等を徹底する

とともに、不要文書を廃棄する際は、内容を十分確認すること。

- 個人情報の記載された文書等を教室に運ぶ際は、クラストレーに備え付けのジッパー付きファイル袋を利用すること。また、教員間で生徒の個人情報を受け渡す場合、黙って机の上に置くことなく、直接手渡しして確実に受け渡しを行うとともに、受け取った際は必ず内容を確認すること。
- 生徒情報のデジタル化に伴い、教員室から持ち出すリスクを考慮し、教務手帳等は極力使用しないよう業務のあり方を見直すこと。やむを得ず使用する必要がある場合は、保管を徹底すること。
- 生徒から回収した日常課題・小テスト等は、すみやかに枚数確認を行うことを習慣化すること。
- 法人・学校の業務アドレスで使用する Copilot および Gemini 以外の生成 AI を利用する場合、生徒の個人情報や学校の機密情報を絶対に入力しないこと。
- 授業や校務においてインターネット上の画像・動画等を利用する際は、著作権法で認められた例外の範囲内であることを確認し、市販ドリル等のデジタルコピーには細心の注意を払うこと。
- 生徒の課題作成において、生成 AI の安易な利用による剽窃を防ぐため、教員自身が AI の特性を理解し、学習倫理に則った適切な指導を行うこと。

(6) 交通ルールへの厳守と交通事故・違反の防止

自動車等の運転はもちろんのこと、自転車の利用等においても交通法規を厳守し、教職員としての自覚を持って安全運転に努めること。

《具体的行動》

- 飲酒運転は絶対にしない、させないこと。
- 自動車運転中のスマートフォン操作（ながら運転）等、重大な事故を誘発する危険行為を厳に慎むこと。
- 自転車を利用する際は、交通ルールの遵守を徹底し、ヘルメットの着用に努めること。自転車における「ながら運転」や「酒気帯び運転」の罰則化を正しく認識すること。

(7) 飲酒に伴う不適切な行為の防止

飲酒に起因した事故（セクハラ、暴力行為、個人情報の紛失等）を起こさないよう自らを律しなければならない。

《具体的行動》

- 酒席等で安易に身体に触ったり、相手に不快感を与える性的な言動をしたりしないこと。
- 飲酒する場合は帰宅時刻や交通手段を意識し、互いに節度ある行動を促すこと。
- 職務の必要上、個人情報を持ち運ぶ際には、飲酒は絶対に行わないこと。
- PTA 主催等公的行事以外に開催される保護者との私的な宴席には原則として参加しないこと。

(8) 公金等の適正な取扱い及び利害関係者との不適切な接触等の禁止

学校における公金や、学年費・クラブ費等は、厳正かつ透明性をもって管理・執行するとともに、利害関係者との接触に当たっては、社会的に疑惑を持たれないよう行動しなければならない。

《具体的行動》

- クラブの遠征費や学年等で集金した金銭については、規定の口座や金庫等で厳重に保管すること。私費と公金を混同したり、一時的であっても個人口座で保管したりしないこと。また、会計処理にあたっては、必ず領収書等の証拠書類を保管し、定期的な会計報告を通じて関係者への透明性を確保すること。
- 利害関係者との接触に当たっては、職務の意義・目的は何か、社会通念上許される行為であるか等を、常に念頭において行動すること。
- 利害関係者（生徒、保護者並びに教職員の職務（各種選考、工事の請負、各種委託、物品の購入、教科書採択、教材選定等）に利害関係を有する団体及び個人）から、個人的に金銭を受け取る等の行為をしないこと。

- 兼業・兼職が必要な場合は、報酬の有無にかかわらず、必ず事前に申請を行い許可を受けること。

(9) 生徒の模範となる言動・身だしなみ等と心身の健康管理

どのような場面でも社会人として適切なルールの遵守を心掛けるとともに、自らの心身の健康を維持すること。

《具体的行動》

- 相手がどのような印象をもつか常に考え、TPO をわきまえた言葉遣い、服装、身だしなみを整えること。特に、入学式、卒業式、始業式、終業式等、儀式的行事における教職員の服装は、厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われる式典にふさわしいものとする。
- 保護者、生徒、同僚に対してすすんで挨拶するよう心がけ、親切・丁寧に対応すること。
- 教職員自身が健康な状態で教育活動に臨めるよう、業務の効率化と適切な休息の取得に努めること。過度な超過勤務を避け、不調を感じた場合は早めに管理職や産業医に相談すること。

(10) パワハラをはじめ職場内でのあらゆるハラスメント行為の防止

2020 年 6 月に施行された「労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」に基づき、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える行為を行ってはならない。

《具体的行動》

- 身体的・精神的な攻撃、人間関係からの切り離し（隔離・無視）、過大な要求、個の侵害などがパワハラに該当することを理解し、多様性を尊重した職場環境づくりに努めること(3)。
- セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタハラ）、性的指向や性自認に関するハラスメント（SOGI ハラ(4)）等を絶対に許さない組織風土を構築すること。

以上

《注釈》

- (1) 文科省『生徒指導提要』によると、マルトリートメントとは、「日本語では『不適切な養育』と訳され、近年、欧米などでは一般化している考え方です。マルトリートメントは、児童虐待をより広く捉えた、虐待とは言い切れない大人から子供への発達を阻害する行為全般を含めた、避けなければならない養育」を意味している。川上康則氏は、違法とは言えないが子どもの心を傷つける教師による言動を「教室マルトリートメント」と名付けて警鐘を鳴らしている。参考：川上康則『教室マルトリートメント』東洋館出版社、2022 年。
- (2) 『生徒指導提要』は、以下のとおり、「不適切な指導」の事例を挙げている。
 - ・大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
 - ・児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
 - ・組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
 - ・殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
 - ・児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
 - ・他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要な以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
 - ・指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。
- (3) パワハラについては、厚生労働省 HP を参照のこと。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html
- (4) SOGI ハラスメントについては、東京弁護士会 HP を参照のこと。
<https://www.toben.or.jp/known/iinkai/seibyoudou/column/2022119.html>